

■運用報酬の体系

フロンティア不動産投資法人は、当社と締結した資産運用委託契約に基づき、当社に対して資産運用報酬を支払います。当該報酬の体系は以下のとおりです。

(資産運用委託契約別紙2)

運用報酬1	<p>委託者の資産総額に応じ、以下の計算式により求められた金額を上限とする。</p> <p>なお、「総資産額」とは、委託者の直前の営業期間の決算期の貸借対照表（投信法第131条第1項の承認を受けたものに限る。）に記載された総資産額とし、当該営業期間内に投資信託委託業者に対して支払うものとする。</p> <p>【計算式】 総資産額×年率0.3%(注1)</p> <p>(注1) 1年を365日として、関連する委託者の営業期間の実日数による日割り計算（1円未満切捨て）</p>
運用報酬2	<p>当該営業期間における委託者（＝投資法人）の償却前営業利益に応じ以下の計算式より求められた金額を上限とする。なお、「償却前営業利益」とは、委託者（＝投資法人）の当該営業期間における営業収益から当該営業期間における営業費用（減価償却費、運用報酬1、運用報酬2を除く。）を減じた金額とし、当該営業期間に係る決算期後3か月以内に運用会社に対して支払うものとする。</p> <p>【計算式】 償却前営業利益×2%</p>
取得報酬	<p>委託者が不動産等を取得した場合、当該不動産等の取得代金に応じ、以下の計算式により求められた金額の合計額を上限とし、取得日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の翌月末までに運用会社に対して支払うものとする。</p> <p>【計算式】 当該不動産等の売買代金（なお、当該不動産等の取得に係る公租公課その他取得に係る費用を除く。）×0.5%（ただし、運用会社の利害関係人等取引規程に定める利害関係者等との売買は0.25%）</p>
譲渡報酬	<p>委託者が不動産等を譲渡した場合、当該不動産等の譲渡代金に応じ、以下の計算式により求められた金額の合計額を上限とし、譲渡日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の翌月末までに運用会社に対して支払うものとする。</p> <p>【計算式】 当該不動産等の譲渡代金（なお、当該不動産等の譲渡に係る公租公課その他譲渡に係る費用を除く。）×0.5%（ただし、運用会社の利害関係人等取引規程に定める利害関係者等との売買は0.25%）</p>

■運用報酬の実績

(単位：千円)

報酬の種類	第27期 (2017年12月期)	第28期 (2018年6月期)
運用報酬（資産ベース）	346,356	338,187
運用報酬（利益ベース）	158,171	159,768
取得報酬	21,600	33,360
譲渡報酬	-	-
合計	526,128	531,316

※取得報酬は、個々の不動産等の帳簿価額に算入しています。

※消費税相当額等は含みません。